

世田谷区

終活支援センターの ご案内



ご利用
いただける方

世田谷区在住の方、
そのご家族の方

終活支援センターとは

当センターは令和8年7月1日に開設した、終活に関する総合相談窓口です。

相談員による一般相談や弁護士による専門相談、終活講座の開催等を行います。

また、頼れる身寄りがなく資力が十分でない高齢の方を対象に、

入院、入所した時やお亡くなりになった時などのサポートを行う「高齢者終身サポート事業」を実施します。

人生の終わりまで安心して暮らす備えとして当センターをご活用ください。



このようなお悩みやご不安がありましたら、まずは私たちにお聞かせください。

- 終活といっても何から手を付ければよいのか分からない
- 頼れる身寄りがない
- 入院やもしもの時の手続きが心配
- 家族に負担をかけたくない



当センターでご利用いただける2つのサービス

① 終活総合相談

一般相談

相談員が、皆様の終活に関する不安や「これから」の考えを整理するお手伝いをします。

専門相談

弁護士による無料の「あんしん法律相談」を実施します。遺言や相続等の疑問にお答えします。

終活講座の開催

終活に関する様々なテーマの講座を開催します。

エンディングノートの配布

家族への想いやご自身の希望などを記すエンディングノートを無料で配布します。

講師派遣

相談員が講師となり、終活に関するお話をします。

詳しくは3ページへ

高齢者終身サポート事業

② 「えんのつづき」

頼れる身寄りがなく資力が十分でない高齢の方を対象に、入院、入所した時やお亡くなりになった時などのサポートを行う事業です。



詳しくは4~7ページへ

当センターの役割

聴く

まずは、あなたの「今」の状況や想いをじっくり伺います。
今感じていること、
気になっていることをお聴きし、
お悩みの背景やこれからの考えを
一つひとつ整理する
お手伝いをします。

つなぐ

お悩みに合わせて、
弁護士等の専門家や、
各種福祉サービス、
地域の活動へと
おつなぎします。

支える

頼れる身寄りがない方には、
高齢者終身サポート事業
「えんのつづき」で
安心を支えます。
※対象要件はP.4をご確認ください。

① 終活総合相談



下記すべて無料でご利用いただけます。

一般相談(相談員による相談)

出張相談は予約制

相談員が終活に関するご相談をお受けし、これからの考えを整理するお手伝いをします。

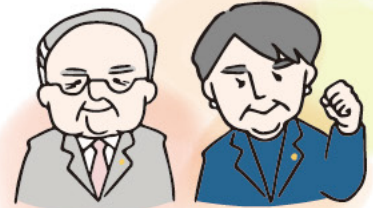
- 受付時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)
- 相談方法：電話、来所、訪問、メール、オンライン
来所の場合は、混みあっている可能性があるため、事前のお問い合わせをおすすめします。
- 出張相談：一人45分、予約制、世田谷区の各総合支所(※)にて月1回開催。
※砦を除く世田谷・北沢・玉川・烏山の4か所。

専門相談(弁護士による無料相談「あんしん法律相談」)

予約制

遺言・相続など終活に関する法律的なご相談を弁護士がお受けします。
あらかじめお電話でお申込みください。

- 開催日時：第1・3火曜日および第2・4木曜日(いずれも午後)
- 相談時間：一人30分1回のみ、予約制
- 相談方法：来所もしくは電話にて



終活講座の開催

「相続、遺言」「生前整理」「デジタル終活」「エンディングノート」等、終活に関する様々なテーマで講座を開催します。詳細は、当センターホームページや区の広報誌でご案内します。

エンディングノートの配布

家族への想いやご自身の希望などを記すエンディングノートを無料で配布します。

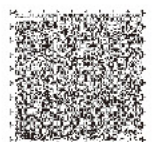


配布設置場所

- ・終活支援センター
- ・各地域社会福祉協議会事務所
- ・各あんしんすこやかセンター など

講師派遣

各関係機関の勉強会や講座、地域で開催する「ふれあい・いきいきサロン」等で、相談員が終活に関するお話をします。



② 「えんのつづき」

頼れる身寄りがなく資力が十分でない高齢の方を対象に、入院、入所した時やお亡くなりになった時などのサポートを行う事業です。



1 ご利用いただける方（以下のすべてに該当する方）

- 65歳以上の方
- 世田谷区内在住で住民票も世田谷区内にある方
- 単身世帯で子や孫がいない方
※同居親族や、配偶者・子・孫が障害や認知症のため支援が受けられない場合は対象
- サービス内容や契約内容を理解し、自らの意思で契約できる方
- 生活保護を受給していない方
- 住民税非課税世帯の方
- 公正証書遺言で遺言執行者を定めることができる方
- 利用料や必要な選択サービスの預託金を支払うことができる方

ご利用に関する重要なお知らせ

- 契約後、世田谷区外に転居した場合は原則解約となります。ただし、次のいずれかに該当し、電話・訪問による支援が実施できる場合は継続できます。
 - ・ **都内の**介護施設等に入所したが、引き続き介護保険サービスの保険者が世田谷区であること。
 - ・ **都外の**介護施設等に入所したが、引き続き介護保険サービスの保険者が世田谷区であること、かつ、終活支援センターから電車^(※)、路線バスを用いて概ね60分以内で行ける距離にあること。
※特急料金等を要する列車を除く。
- 契約後、判断能力が不十分となり成年後見制度を利用した場合は、火葬・納骨支援、死後の賃貸物件対応以外の選択サービスは解約となります。
- 公正証書遺言の作成費用はご本人の負担となります。



2 支援内容・利用料

月に1回の電話と半年に1回の訪問を通じて、安心した生活を支援します。

(訪問の月は、電話連絡はありません)

また、下記2. 選択サービスからご希望のサービスを選択いただけます。

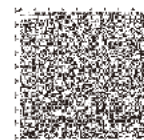
1. 月額利用料 1,000円(税別) ※別途振替手数料がかかります。

2. 選択サービス

サービス名	支援内容	利用料(税別)/ 預託金
金銭管理手続き支援 入院、一時的な体調不良や怪我などの際に、公共料金の支払い等をします。	①家賃、公共料金等のお支払い ②現金のお届け	利用料 1時間以内 2,000円 ※1時間を超える場合は30分毎に1,000円加算 預託金 10～30万円 ※任意の額で設定できます。
入院・入所手続き支援 入院・入所時の手続きや支払いの支援、留守中のご自宅の管理を支援します。	①入院入所、退院退所時の手続きの立ち会い、支援 ②入院入所中に必要な物品等の手配や入院費・施設費用の支払い ③医師からの説明時の同席 ④留守中の自宅管理(施錠、電気・ガス・水道、郵便物の確認等)	利用料 無料 預託金 30万円 ※施設入所の場合は、施設費用の3か月分の金額となります。
賃貸物件契約・更新時の緊急連絡先対応 賃貸物件契約・更新時の緊急連絡先となります。(保証人ではありません)	①賃貸物件契約の緊急連絡先となります(保証人ではありません) ②契約時・更新手続き時の立ち会い ※①は、即時に駆け付けるものではありません	利用料 無料 預託金 不要
火葬・納骨支援 火葬の手配や納骨の手配を行います。	①遺体の引き取り、火葬の手配 ②生前契約した墓地等への納骨手配	利用料 無料 預託金 35万円
死後の賃貸物件対応 ※相続人がいない方のみ対象 お亡くなりになった後、賃貸物件の解約や家財処分等を行います。	①電気・ガス・水道の使用停止手続き ②家財処分(処分業者へ依頼) ③賃貸物件の解約手続き	利用料 無料 預託金 30～50万円程度 ※部屋の広さによって変動します。

3. 預託金の分納について

- 預託金は原則契約時に一括納付いただきます。ただし、一括納付することで預貯金が150万円を下回る方については、分納による納付にも対応します。(別途振替手数料がかかります)
- 分納途中で預託金を払い出す必要が生じた際は、お預かりしている金額の範囲内での対応となります。(金額によっては対応できない場合があります)
- 分納は預託金の種類ごとに毎月1万円以上で設定していただきます。なお、入院・入所手続き支援の預託金については、頭金10万円が必要です。



3 ご利用までの流れ

利用申し込みから契約まで、おおよそ4～6か月かかります。
今後のご自身のための大切な契約です。
内容を十分理解した上で契約を結んでいただきます。



4 「えんのつづき」に関してよくある質問

対象要件について

Q. 世田谷区内の施設に入所していますが、利用できますか？

A. 定期的な電話と訪問による支援（ご本人の状況確認）が可能であれば利用できます。

Q. 子どもがいるのですが関係が悪く支援が受けられません。利用はできますか？

A. お子さんがいる方は対象外です。
ただし、障害や認知症のため支援が受けられない場合は対象となります。

Q. 契約後に判断能力が不十分になって、成年後見人、保佐人、補助人、任意後見人が就いた場合はどうなりますか？

A. お亡くなりになった後の支援（火葬・納骨支援、死後の賃貸物件対応）は継続できますが、それ以外のサービスは解約となります。

遺言書について

Q. なぜ公正証書遺言を作らなければいけないのですか？

A. お亡くなりになった後に預託金をきちんとお返しするため、遺言執行者を定めていただきたく、遺言の作成をお願いしています。遺言の種類には自筆証書遺言もありますが、公証人が作成することで確実に遺言が執行される公正証書遺言を指定しております。

Q. 既存の公正証書遺言がある場合は？

A. 既に公正証書遺言を作成している場合でも、遺言執行者の指定が無いなど、内容によっては遺言の書き換えや再作成を案内することがあります。

Q. 遺言執行者に親族や知人を指定することはできますか？

A. 預託金をきちんとお返しするため、知識と経験のある専門職に遺言執行者になっていただくようお願いしています。なお、既に公正証書遺言を作成していて、遺言執行者を親族や知人に指定している場合はご相談ください。

預託金について

Q. 預託金はどのように保管するのですか？

A. 預託金は、終活支援センターの運営を世田谷区から受託している世田谷区社会福祉協議会が、専用の預託金口座にて適切に管理します。

Q. 解約した場合、預託金は返金されますか？ また、死亡した際、預託金はどうなりますか？

A. 解約の場合は、預託金の残額を指定のご本人口座へ返金します。また、ご本人が亡くなった場合は、預託金の残額を遺言執行者へ引き継ぎます。

Q. 入院費等の支払いで預託金が減った場合、補充は必要ですか？

A. 原則、使った分を口座振替にて補充していただきます。(別途、振替手数料がかかります)

身元保証について

Q. 入院や施設入所時の身元保証人になってくれるのですか？

A. 申し訳ありませんが、身元保証人にはなれません。ただし、預託金の範囲内で、入院・入所費用の支払いをします。また、緊急連絡先として終活支援センターの連絡先を入院・入所先にお伝えすることはできますが、緊急時等の駆け付け対応はできませんので、あらかじめご了承ください。



終活とは

「人生の終わりへの準備」だけでなく、これまでの人生を振り返り、これからをより良く、自分らしく生きるための前向きな活動です。

終活は、誰のため？ 何のため？

家族への思いやり

家族の手続きや精神的な負担を軽くするため。

尊厳と希望

医療、介護、葬儀において、自分が希望する最期を迎えるため。

今の安心感

将来の不安を事前に整理し備えることで、老後の生活を心置きなく過ごすため。

ご自身で行う終活の具体的な取り組み例



身の回り・デジタル

不要な家財の生前整理、デジタル資産(スマホやサブスクのパスワード、写真等)の整理とリスト化。



お金・財産

使用していない預金口座の解約・集約、資産と負債を可視化する「財産目録」の作成。



医療・介護

延命治療や介護環境の希望についての意思表示。



葬儀・納骨

葬儀形式(家族葬、直葬等)と予算の検討。納骨先の確保、墓じまいの検討。



相続・遺言

家族への想いやご自身の希望などを記す「エンディングノート」の記入、法的効力を持つ「遺言書」の作成。

お問合せ・ご相談窓口

世田谷区 終活支援センター

(世田谷区委託事業 運営：世田谷区社会福祉協議会)

〒157-0066 世田谷区成城6-3-10 成城6丁目事務所棟3階

TEL 03-6411-3715

FAX 03-6411-2247

受付時間：月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分(祝日・年末年始を除く)

URL：<https://www.setagayashakyo.or.jp/service/shuukatsu>



- 小田急線「成城学園前駅」北口徒歩3分
- バス「成城学園前駅(南口)」下車4分(成城学園前駅南口～渋谷駅・等々力操車所・用賀駅・二子玉川駅・都立大学駅北口)
- バス「成城学園前駅(西口)」下車5分(成城学園前駅西口～つつじヶ丘駅南口・調布駅南口・狛江駅北口・千歳船橋駅・千歳烏山駅北口・千歳烏山駅南口)
- くるりんバス「砧総合支所」下車すぐ(祖師谷・成城地域循環)